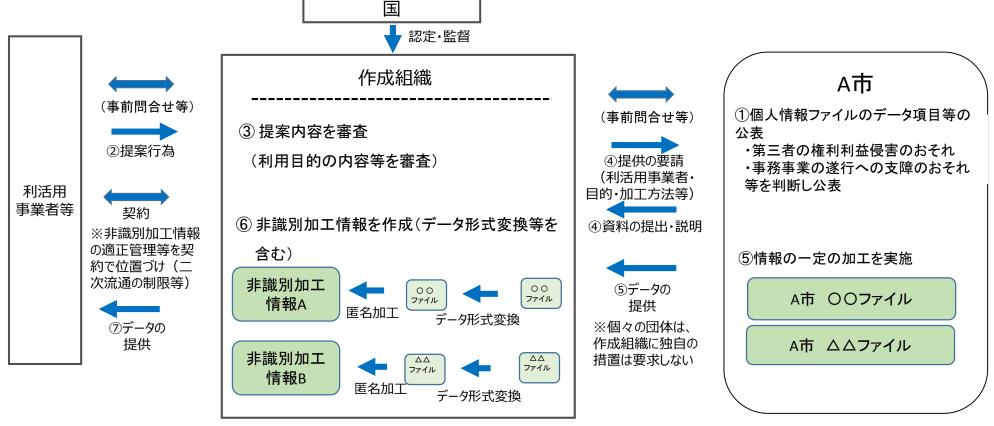
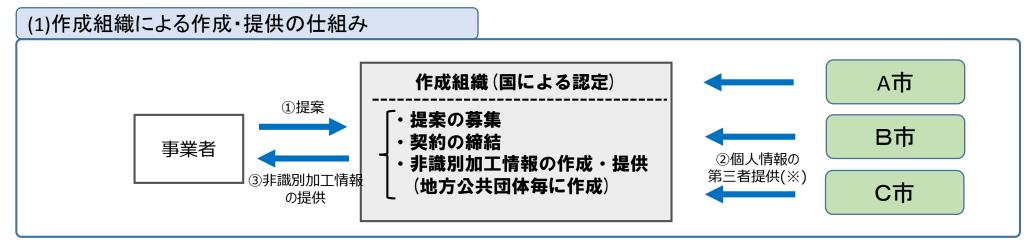
「作成組織の在り方」のイメージ

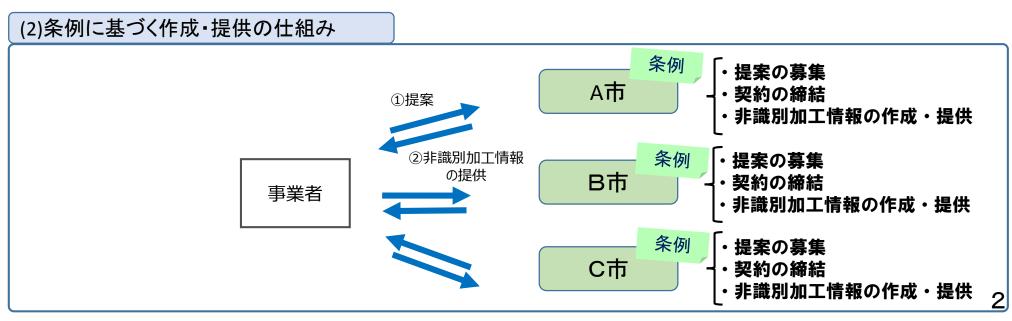
- ①地方公共団体は、個人情報ファイルに記録されるデータ項目等について公表 ※国によるポータルサイトの構築も検討 (第三者の権利利益侵害のおそれのあるファイルは公表対象外)
- ②利活用事業者等は、作成組織に対して非識別加工情報の作成・提供に関する提案を実施
- ③作成組織において、②提案内容について、利用目的や適正管理等の内容を審査
- ④作成組織より、地方公共団体に対し、②提案に対応する個人情報の提供を要請(利活用事業者・利用目的・適正管理等を明示)
- ⑤地方公共団体は、該当する情報について、一定の加工を実施した上で、作成組織に提供
- ⑥作成組織において、非識別加工情報を作成(地方公共団体から提供を受けた個人情報ファイル毎に匿名加工を実施)
- ⑦利活用事業者等に対して、非識別加工情報を提供(作成組織と利活用事業者間の契約において、非識別加工情報の二次流通の制限等、 適正な利用を確保)



「作成組織」の検討経緯について

○ 作成組織の仕組みは、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる 環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減を図るため、地方公共団体とは別の組織である作成組 織において、非識別加工情報の作成・提供等を行うことが適当であることから、検討を進めてきたもの。

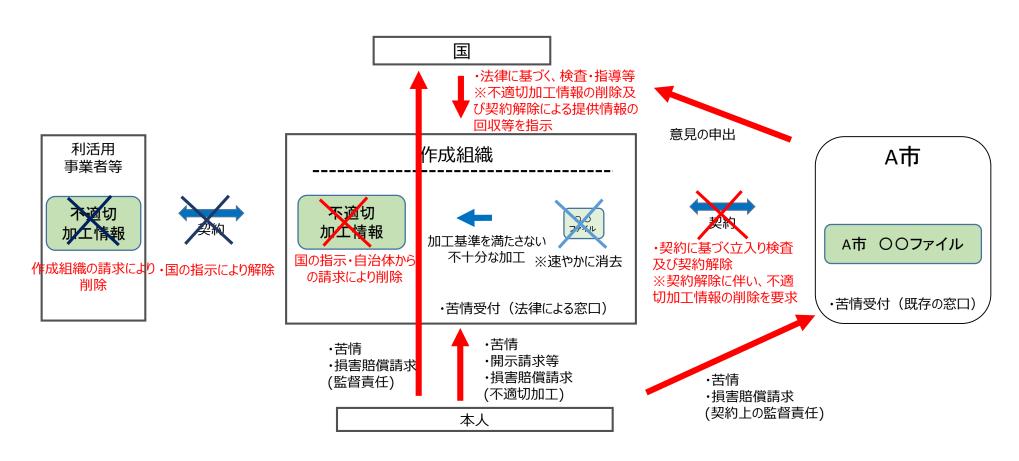




不適切事案発生時について①

- ○作成組織において加工基準を満たさない不十分な加工がなされた場合
- (国) 法律上の立入検査・指導等により、作成組織に対して①作成組織の保有する不適切加工情報の削除及び②当該情報 の提供契約の解除により利活用事業者の保有する不適切加工情報の削除を指示。

(自治体) 作成組織との間の個人情報提供に関する契約を解除し、当該個人情報に関係する不適切加工情報の削除を要求。



不適切事案発生時について②

- 〇利活用事業者において、非識別加工情報について不適切な取扱い(識別行為、不適切な利用・提供等)がなされた場合
- (国) 法律上の立入検査・指導等により、作成組織に対して情報の提供契約の解除により利活用事業者の保有する非識別加工情報の削除を指示。
- (自治体) 作成組織との間の個人情報提供に関する契約に基づき、作成組織に対し、利活用事業者との間の情報提供契約を解除の上、非識別加工情報を削除する等の是正措置を要求。

